

《 論 説 》

## 「自己責任」論の陥穽

——責任概念の再構築のために——

朝倉 輝一

### はじめに

近年、「自己責任」という言葉が多用されるようになった<sup>(1)</sup>。この言葉が人口に膾炙するようになって以来、責任という言葉は、今日では、本人の選択による結果として招いたことへの厳しい懲罰的な意味で追跡的に (tracking) 使われることが多くなった。しかし、「責任」概念を振り返ってみると、少なくとも第2次大戦後は「利他」もしくは人助けの義務の意味で使われてきたのであって、懲罰的な意味を持たされた「自助」として理解されていたのではなかった。

他方で、こうした責任概念の懲罰的理解の仕方は伝統的なものではないため、運や不平等などの当人の力の及ばない要因を強調することで「自己責任」なるものの否定が試みられてきたが、その議論は重大な欠点を抱えている。なぜ「利他性」の意味を持った責任概念が「自らの選択の結果については当然の報いは受けよ」という懲罰的な自己責任論へと変容あるいは転換したのだろうか。

福祉国家における社会保険や社会保障などの社会福祉的財源をできるだけ縮減して高所得者の大規模な減税に結び付けたい右派やネオ・リベラリズムが始めた懲罰的な自己責任論<sup>(2)</sup>が、これに反論するはずのいわゆる左派の立論の前提にも取り込まれてしまったことに責任概念の変容の要因を遡ることができる。この議論に、「自らの怠惰の故の報いを受けるべき」「自分のことは自分でする」という大雑把なイメージ先行的な感情論が棹を挿したことも大きい。こ

のように、「自己責任」論とは単なる政策言語（つまりイデオロギー）として人口に膾炙するようになったのであり、政策上の不都合を個人の属性の問題へと意図的に還元する欺瞞に過ぎないのである。

「自己責任」と並んで「自己決定」もまた近年人口に膾炙してきた概念の代表格である。「自己決定」に関しては、我が国では、特に「脳死からの臓器移植」に関する議論の中であらためて注目され、さらに2000年の「エホバの証人無断輸血（もしくは輸血拒否）事件」最高裁判決が広く定着するきっかけになった。この判決の中で、医療における患者の意思決定は憲法に定められた国民の権利（人格権）の一部であると位置付けられ、今日ではインフォームド・コンセントやクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の前提として社会に根付いている。また、広く社会的には、LGBTQに代表される性や生殖に関する各人の選択を指すなど多様な広がりを見せてもいる。自己決定に関しては、いわば、マイノリティや社会的に自分で決定を下すことができないという立場に立たされていた者たちの切実な現実的要求に裏打ちされたものであって、他者に対する「責任」の強要という意味合いはなかったといつてよい。

ところが、今日では「自己決定」と「自己責任」はあたかも同質の概念あるいは類似の概念として受け止められて人口に膾炙しているように見える。では、この両概念は本当に同質もしくは類似した概念なのであろうか。まずは、「自己責任」論がなぜここまで世論として大きな力を持ちえたのか、その分析を行い、自己責任論の致命的な欠陥を指摘し、責任概念の再建の一端を担うことを目指すこととする。

## 1. 「自己責任」概念について

すでに2001年に「自己決定」と「自己責任」を比較して、両概念の「断絶」と「異質性」を指摘した瀧川裕英は、自己責任概念の意義として「自由・平等・効率」、自己決定概念の意義として「道具的価値、成長的価値、象徴的価値」をそれぞれあげて分析している<sup>(3)</sup>。彼によれば、自己責任概念では現代のような高度に複雑化したりスク社会では自由を保障することはできないこと、

また自己責任は生得的な属性以外の選択の結果としての過失を「自業自得」と結びついて理解されやすいため差別を批判する論理たりえず、むしろ差別を助長する可能性さえもっており、平等を実現する概念としての力もちえない。そして、自己責任は「自由の価値とも平等の価値ともつながっていない。自己責任の中心的価値は効率である」と指摘する。確かに、自己決定の「道具的価値」と自己責任の「効率性の価値」は同一であるが、自己決定の「成長的価値・象徴的価値」は自己責任にはないものである。それどころか自己責任の厳格な適用には失敗から学んでやり直すという成長の機会を奪うことにつながりうるがゆえに、「自己決定」と「自己責任」には断絶があると結論付けている。自己決定と自己責任が連続した概念であるようにみえるのは、「効率」＝「道具的価値」があるからにすぎないのである。しかも、「効率は重要な価値ではあるが、唯一の価値であるわけでもなければ、最も重要な価値でもない」<sup>(4)</sup>ので、我々に求められているのは「自己責任の限界を認識すること」であり、社会保障に効率や自業自得といった自己責任観を安易に持ち込むべきではないのである。

次に、吉崎祥司によれば、我が国で「自己責任」が本格的に強調され始めたのは1990年代、特に1993年「規制緩和について」（「経済改革研究会」中間報告）あたりからであり、明白な政治的意図を持った「政策言語（イデオロギー）」<sup>(5)</sup>であると指摘している。ただし、吉崎も認めているように、この言葉が広く人口に膾炙し始めるきっかけとなったのは2004年のいわゆる「イラク人質事件」報道<sup>(6)</sup>からである。本来、この事件については、自衛隊のイラク派遣地域がNGOとして平和活動に従事していた若者たちを人質にとるような危険地域であるのかどうか、また憲法に違反する戦闘地域（戦場）への参戦になるのではないかが議論されるべきであったのに、彼らが「危険地域」に「勝手に」行った「自業自得的な」行為であり、「自己責任」だと問題のすり替えが行われた。さらに、当時のブッシュ大統領がイラク侵攻の根拠とした「イラクの大量破壊兵器」の存在を後にブッシュ自身が否定しても、小泉内閣や外務省あるいはメディアが「自己責任」をとって何らかの行動を起こすことはな

かったことも事実である。それが「自己責任」論が政策言語だといわれるゆえんでもある。

吉崎は「自己責任」論の機能と本質を概略次のようにまとめている。「自己責任」概念の機能とは、「①競争を当然のこととし、②競争での敗北を自己責任として受容させ（自らの貧困や不遇を納得させ）、③社会的な問題の責任をすべて個人に押し付け（苦境に立たされた“お前が悪い”）、④しかもそうした押し付けには理由がある（不当なものではない）と人々に思い込ませることによって、⑤抗議の意思と行動を封殺する（“黙らせる”）」<sup>(7)</sup>ことである。こうした機能を持つ「自己責任」論が新自由主義的政策の合理化・正当化のためのイデオロギーであることはみやすいところだが、そもそもこの「個人の自立」に中心的な価値の位置づけを与える近代社会においては「社会保障や社会福祉や生活のリスクの分散としての社会的連帯」なくして個人の自立はないこと、また、失業や景気変動による大量の貧困は「社会の責任」によるものに他ならないという意味では、自己責任論はすでに歴史的に否定された概念であると指摘している<sup>(8)</sup>。

さらに、それらの機能を踏まえうえて「自己責任」論の特徴が7点あげられている。詳細は『「自己責任論」をのりこえる』に譲るが、概略を示しておく。①「自己責任」論は「社会的責任」と「個人的責任」を意図的に混同したうえて「社会的責任」を否定・相対化する、②「社会的な」問題をすべて個人で解決すべき問題にすり替える「個人化のポリティクス」論である、③個人の抱える困難はすべて当該の個人の能力の問題であるとする「能力の個人還元主義」である、④一切の困難を個人の能力に還元することによって当該の個人に自責の念という「内閉化という深い抑圧」が起こる、⑤世間的常識としての自立・自助を前提としているようにみせかける、⑥自立した人間ならば自分の決定したことから生じる結果は自ら引き受けるという世間的な「自己決定＝自己責任」観を前提しているようにみせかける（今日の複雑化したりスク社会では厳密な遡及的追究がそもそも不可能であることは滝川の議論にもある）、⑦「自己責任」論は社会に個人の孤立化と社会的分断をもたらす<sup>(9)</sup>。

以上の「自己責任」論の特徴にどう対抗すべきか、吉崎はそれぞれの項目に完全に対応しているわけではないが次のような提言を行っている。①「社会的責任」概念の確立、②「個人化のポリテイクス」の克服としての孤立から共同へ、③「能力の共同性」という認識、④真の「自立」としての「依存的自立」、⑤「自己決定」から「共にする決定」へ、⑥「内閉化への圧力」への対抗としての居場所や社会的連帯の基盤としての社会文化の形成<sup>(10)</sup>である。

もう一人、「自己責任」論の欺瞞性を論じているものとして、1970年代後半いわゆる「サラ金問題」に苦しむ人々に立法的救済運動を展開した宇都宮健児をあげておきたい。「サラ金問題」、すなわち高金利や過剰融資・過酷な取り立てを規制する立法運動に取り組んだ宇都宮もかつて自己責任論によく似た「借主責任論」が横行していたことを指摘している。そして、2006年改正貸金業法が成立し、2010年完全施行されたことでグレーゾーン金利の撤廃、上限金利規制の強化および年収の三分の一を超える貸付禁止という過剰融資規制が行われたことで「借主責任論」は鳴りを潜めた。だが、次に貧困に陥っている市民に対して登場してきたのが「努力不足」「自身の責任だ」と自己責任を強調し、貧困への取り組みの(社会的)責任を放置する「自己責任論」であると指摘する。

さらに重要な指摘は、宇都宮によれば、「借主責任論」と「自己責任論」は全く同じ構図をもっているという点である。かつて日本弁護士連合会消費者問題対策委員会は破産事件の記録調査を行う中で、多重債務者がどのような理由で借金を抱え、破産に至ったのかを分析した。その結果、圧倒的多数を占めたのは「生活苦・低所得」「病気・医療費」「失業・転職」「給料の減少」「事業資金」「負債の返済(保証以外)」「保証債務・第三者の債務の肩代わり」など、本人ひとりの努力では避けられない理由ばかりであり、当時さかんに指摘された「ギャンブル・浪費遊興費」は数パーセントにすぎなかったこと、さらに多重債務者自身もまた自責の念に囚われていたと紹介している<sup>(11)</sup>。

この同じ構図が貧困層に対する「自己責任」論にもみられるというのである。貧困の問題もまた、今日では、「本人の努力や能力不足」「(浪費による)

本人の選択の結果による自業自得」といった個人に帰属する「自己責任」問題にのみ注目が集まるばかりでなく、本人自身もいつの間にかそうした自責の念に囚われているという点<sup>(12)</sup>で「借主責任論」と同じ構図に陥っている。そうした点を踏まえたとえて宇都宮が指摘するのは、かつての「借主責任」論と同じように、「自己責任」論が市民に権利を行使させない装置としてきわめて有効に働いているため、大勢の人が囚われている呪縛をどう解くかという問題を難しくしていることと並んで、経済的強者と弱者というように市民を分断する論理<sup>(13)</sup>として使われているという点である。

貧困の問題を自己責任論で論じるには、そもそも論理破綻があることは、今日喫緊の課題として浮上している「子供の貧困」問題を考えれば明白である<sup>(14)</sup>。かりに自己責任なるものを認めるとしても、子供に貧困の原因がないことは自明なことであり、子供の貧困が単なる生命維持レベルでの栄養・健康問題であるばかりでなく、脳の発達を含めた成長の問題であり、ひいては社会における人材の育成と人格の尊厳にかかわる重大な問題であることも今さら指摘する必要もないほどである<sup>(15)</sup>。自己責任論はそもそも論として破綻しているのである。

## 2. 自己決定論とは何だったのか

「はじめに」で指摘したように、我が国の医療・福祉の分野で自己決定の問題が広く人口に膾炙し始めるきっかけとなったが「脳死と臓器移植」問題である。この「脳死と臓器移植」問題は、いわゆる「和田心臓移植事件」（1968年）以降、我が国では一種のタブーとされてきたこともあり、長らく議論の深まりが難しかった<sup>(16)</sup>。1983年（旧）厚生省科学研究費補助金特別研究事業で、「脳死に関する研究班」（通称竹内班）が設置され、1985年「脳死の判定指針及び判定基準」（厚生労働省脳死判定基準）で「脳死をもって死とするという新しい死の概念を提唱するものではない」「脳死をもって人の死とは決して定めてはいない」「死の定義の判断は改めて社会が行なう」などと発表され、その後1997年「臓器移植法」が成立した。

この法の成立は我々の死生観を大きく変更する、もしくは揺さぶる内容を持っている。なぜなら、「脳死」患者からの臓器の摘出を認めるという意味では、従来受けいれられてきた「死の三徴候（心臓停止・自発呼吸停止・瞳孔散大）」に代わって、脳死の判定基準（①深い昏睡 ②瞳孔の散大と固定 ③脳幹反射の消失 ④平坦脳波 ⑤自発呼吸の停止 ⑥不可逆性の確認（①～⑤を6時間後に再度判定、さらに前提として薬物の影響がないことや自発運動・除脳硬直・除皮硬直・痙攣が認められないことが加わる）という医療機器などによる医学的に精密な判断基準で脳死か否かが判断され、かつ当該患者が前もって脳死を死と認め、臓器摘出に承諾していることが前提だからである（ただし、「改正臓器移植法」では本人の書面による意思表示がなくかつ脳死判定の拒否の意思表示をしてない場合、家族が脳死判定を書面により承諾する場合は臓器の摘出が認められる。言い換えると、オプトイン型からオプトアウト型へと変更された）<sup>(17)</sup>。

この書面による意思表示が「自己決定」の問題として注目され、さらに臓器移植法を改正するにあたって再度議論の的として取り上げられることになった。代表的な議論としては、臓器移植法改正に向けて2000年（旧）厚生省科学研究費補助金による研究報告書「臓器移植の法的事項に関する研究」（研究代表：町野朔。「町野班報告」）である。その際、「実体として脳死は人の死であり、人間は死後の臓器移植へと自己決定している存在」とした研究代表の町野朔と「脳死は移植を前提に作られた概念であり、脳死を死とっていない人の生命の尊厳が侵害される」と従来の法の継続を訴えた森岡正博の対談<sup>(18)</sup>が象徴的であろう。両者の議論の中心には「自己決定」があるが、その解釈めぐって対立したわけである。

こうした議論と前後して、「はじめに」でも触れたように「エホバの証人無断輸血事件」最高裁判決で患者の自己決定は憲法に定める人格権の内容の一つとして認められたことと並行して、特に医療の分野での「患者の自己決定（権）」が盛んに議論されるようになった。「患者の自己決定（権）」は一般に「お任せ医療」「思いやり医療」という言葉に代表される、患者の利益と損失を

医学的観点から医師が推測し決定する職業的善行と患者の服従を前提とするパターンリズム医療に対抗する形で登場してきたことはよく知られている。日本では一般に患者の自己決定の具体的なかたちがインフォームド・コンセントとして次のように紹介されるのが典型であろう。すなわち、①成人で判断能力のある人は、②身体と生命の質を含む「自己のもの」について、③他人に危害を加えないかぎり、④たとえ本人にとって理性的にみて不合理な結果になろうとも、⑤自己決定の権利をもち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある<sup>(19)</sup>。このように、(患者の)自己決定権は医療においてはインフォームド・コンセントと関連付けて理解されていることが多い。

先にあげた瀧川は同じ論文の中で「自己決定」とは「自己の事柄に関して、自ら決定すること」<sup>(20)</sup>としている。ごく常識的な理解であり問題はないものの、短い論説であるがゆえに厳密な議論を展開しているわけではない。本稿では、瀧川のいう「自己の事柄」あるいは先にあげたインフォームド・コンセントの条件の一つ「身体と生命の質を含む「自己のもの」」について、これ以上議論することはできないが、先に取り上げた脳死からの臓器移植を考える場合、重大な問題を孕んでいることは指摘しておきたい。すなわち、改正臓器移植法の裏付けの一つである町野班報告では、これまでの脳死からの臓器移植における自己決定権の理解は死後の身体についての所有権の主張であり、一種の客畜ではないかという立場に立つ。いわば、死後の身体は個人の所有を離れ、社会の「もの」あるいは社会の「事柄」として扱うべきだという提案なのである。この観点からするなら、脳死者の生前の意思が不明なとき、たとえ、家族が当該患者の性格等を勘案せずに臓器提供を決定しても何の問題もないのである。ただし、改正臓器移植法では、脳死判定を含めた移植の諾否についての生前の意思の尊重は謳われており、「自己のもの」と「社会のもの」との混合態とみることもできよう。

### 3. 責任概念の追跡的 (tracking) 理解か緩衝的 (buffering) 理解か

自己責任 (personal responsibility) の概念がイギリスのサッチャー首相 (1979



～1990年) やアメリカのレーガン大統領 (1981～1989年) 在任の時期、なわち、市民への国家の福祉提供任務の軽減のための諸政策を正当化する新自由主義の時代に定着したとみているヤシャ・モンク (Yascha Mounk) も、この概念が、国民の経済的課題解決のための諸政策のみならず、単なる政治運動のスローガンや自己啓発書をはじめとする一連の文化現象にまで発展し、「我々の道徳的洞察力を縛り上げ、ついには我々の福祉国家の性質を塗り替えてきた」<sup>(21)</sup>と指摘する。というのも、1970年ごろまで欧米で最も有力な理論枠組みとして受け入れられていた功利主義は「他者への義務としての責任 (義務としての責任 (responsibility-as-duty)) 理解」に基づいて、「結果としての責任 (responsibility-as-accountability)」にはそれほど注意を払っていなかったからである。つまり、功利主義は「他者の福利を改善する各人の責務を強調する」義務としての責任論の立場に立ち、さらにその中でも平等主義的な立場に立つものは特定の配分の仕方に関心を持つため「経済の構造的特徴に力点を置く」ことが多かったからである<sup>(22)</sup>。

だが、ここでは哲学上の論争史を辿ることは別稿に譲り、行為者が招いた結果をその選択にまで遡る懲罰的責任像にも、結果への責任は辿ることができないとする責任否定論にも共通する、モンクがいうところの隠された合意としての「責任の枠組み (responsibility framework)」に着目することにしよう。その合意とは、①「悪い結果を自ら招いたのならそれに関するその人の責任は (おそらく) 当人の公的援助に対する正当な請求権を狭める」、②「その結果、ある人が公的援助を受けるに値するかどうかは (おそらく) 当人みずから困窮状態に陥ったとみなせるか否かという先行問題にかかっている」<sup>(23)</sup>というものである。自己責任論であれ責任否定論であれ、公的援助を必要とするか否かが問題となる困窮が生じた際、その問題を結果として起こした唯一の原因としての当人の選択にまで遡る (追跡する) ことができ、かつそれを客観的に評価できるという暗黙の前提があるということである。このような (他者への) 義務としての責任像から結果としての個人的責任像への転換を分析するに際して、モンクは福祉国家における責任像を「責任追跡的 (responsibility tracking: 邦訳で

は「責任追跡的」)か「責任緩和的 (responsibility buffering)」かに分ける。「責任追跡的」とは先に示した隠された合意としての「責任の枠組み」のことである。しかも、この「責任の枠組み」には窮状にある本人を援助する「一切の集団的責務を解かれるという想定が既に含まれている」<sup>(24)</sup>。一方、「責任緩和的」とは、今日「セーフティネット」として理解されているような「市場での成功いかんにかかわらず一定の基本財やサービスを楽しむことができる」<sup>(25)</sup>という考え方であり、「他者に対する義務」としての責任の制度化である。というのも、現代社会にはきわめて多様な外的要素や無作為の要素が働いているがゆえに、福祉社会国家においては責任を厳密に「責任追跡的」に適用することはできないからである。しかし、自己責任論が他者への義務としての責任を凌駕し、通常の道徳観念にも浸透してきている現状では、「責任追跡的」な形態が年金や失業手当に代表される様々な福祉制度の核心にまで浸透してきているといえるのである<sup>(26)</sup>。モンクはこうした論点を踏まえて、いかに福祉制度に責任追跡的な要素が浸透して福祉制度を一変させたか、また規範的欠点が正当化されてきたか、さらに責任否定論の失敗を丹念に辿っている。その内容の検討は別に譲ることとし、彼が提唱する肯定的な責任概念の再興、すなわち「多くの人が責任を果たそうとしている理由を認め、彼らの引き受けた責任の達成を実際に援助するような責任観」<sup>(27)</sup>について検討することにする。

#### 4. 肯定的責任像の再構築のために

これまでみてきたように、自己責任論の登場とその議論に対する反応によって責任概念はきわめて狭められて結果責任に置き換えられ、常に懲罰的なものとなってしまった。こうした理解は「我々の政治的想像力を狭め、公共政策と現代哲学のどちらにも深刻な盲点を作ってきた」<sup>(28)</sup>。そこで、まず、なぜ自己責任論が今日にみられるような社会的な浸透を果たしたのかを考えてみる。

一般に自己責任とは次のように理解されているとみて間違いないだろう。誰もが自分の生計を立てるべく務めているし、その限り自分の責任を果たしている。だが、その努力を怠るなどの選択の結果、公的な援助を必要とするならば

自己の責任を果たしていない。とはいえ、これまで見てきたように高度に複雑化した現代社会では当人が陥った結果の原因を一義的に確定することは困難というばかりか、不可能でさえあることも受け入れられている。たとえば、貧困家庭の子供あるいは人種差別に基づく貧困に至る原因など当人に求めようもないからである。それでもなお人々は責任を果たしたがっている。なぜか。生計を立てるといふ物質的な側面ではなく、自分自身の生活に対する主体性が発揮されているという実感を求めているからである。

モンクによれば、この「自分の世界を制御している感覚、主体性を求める感覚 (a sense of control, or agency, over our own lives)」は三つの形をとりうる。①「我々は一定の範囲で自分の生を実際に制御することを望んでいるはずである」、②「我々は自分が自己への責任を果たしていると感じることを必要としているはずである」、③「我々は自己への責任を果たしている周囲からみなされうることを必要としているはずである」<sup>(29)</sup>。そしてこの三つの形態には「選択」を重んじるべき三つの理由が対応している。彼は T.M. スキャンロンの議論を援用しながら、我々が結果に対して主体性を発揮したい時の様態をそれぞれ選択の「手段的 (instrumental)」様態、「表現的 (demonstrative)」様態、「象徴的 (symbolic)」様態と呼ぶ<sup>(30)</sup>。

選択の手段の様態とはレストランでの注文のようにその選択をどの程度うまく行えるか、代替的な意思決定方法はどの程度有望かという「条件的かつ相対的」なものであるが、決して軽視できるものではない。選択の表現の様態とは、「自分の選択が嗜好や他者への態度、価値観といった当人の重要な特徴を集約して伝える」ことを意味し、当人が行動しなければ実現しないものである。象徴の様態とは、「人は自分の選択が結果に反映されることを望むと同時に帰結が選択の反映であることを望む」ことを意味し、そのことが我々の道徳的主体としての地位と維持に役立つ<sup>(31)</sup>。

次に、人が自己の責任を重んじる理由として、「自分の主体性を通じて最も基本的な欲求と欲望にかなう未来をわずかなりとも手にできる」<sup>(32)</sup>と確信できるという事実があげられる。この事実から導かれるのは、人々に「自分の生活

に対する制御感覚を強める制度設計」が必要であること、懲罰的責任像に基づく諸政策は「人々にストレスを与え認知能力を下げってしまう」ので、「本人が望む目標追及に向けて力づけるよう支援すること」<sup>(33)</sup>が重要だということである。

さらに重要なのが、「他者への責任を果たすこと」<sup>(34)</sup>が人々の中で重要な役割を演じているということである。それはその人が果たす一定の社会的役割に伴う責任が有意義だという実感と結びついているからである。このような視点は同時に、「他者もまた自己の責任を果たそうとしている存在」とみなすことと表裏一体である。その理由としてあげられているのが、一つにはそのようにみなさなければ他者との有意義な関係は築けないからであり、もう一つは「責任主体の相互承認はあらゆる平等主義的社会の成立条件」<sup>(35)</sup>でもあるからである。

こうしてモンクが提唱する肯定的責任像は以下のようになる。①「一般に、特定の行動に責任が生じるのは、その行動が犯意 *mens rea* という伝統的な要件を満たしている場合である。特定の行為について責任を負うには、自分自身の行動を一定範囲で制御できなければならず、たとえば条件反射的な行動であってはならない」、②「特定の帰結の発生を促した行動に責任があるという事実があるからといって、その人にその帰結全体への責任があることにならない。また、その帰結への責任の範囲は、どんなに単純化しても、その人の行動がその帰結の原因だったか否かに関する実証主義的説明に左右されることはない」、③「誰かが特定の帰結について責任があるということを確定した後も、引き続き、そのことについてその人に結果責任をも負わせるべきかという問題が残る」<sup>(36)</sup>。このような肯定的責任像について次のような具体的事例が紹介されている。伝統的にイギリスの職業安定所では懲罰的な方法がとられていた。すなわち、金銭的な援助を継続的に受けるには失業手当の受給者は自分が十分に職探しをしてきたことを職員に認めさせなければならなかったのである。しかし、エセックス州のラフトンでの現場実験では、「求職者はこれまでどんな努力をしてきたかではなく、就職につながる『将来の活動への具体的な約束(コミットメント)』を尋ねられた。……有給職への就職者数が劇的に増加した

だけでなく、興味深いことに、職業安定所の職員がより熱心かつ喜んで職務に従事するようになった——そして生活に対する満足度が顕著に上昇したのである<sup>(37)</sup>。こうした現実には、肯定的責任像に基づく福祉諸政策が福祉国家における人々の自律を促す意義を持っていることを示している。

### 結びに変えて

モンクが提唱する肯定的責任像が、先に紹介した吉崎や瀧川らの議論に共通することを検討しておきたい。例えば、吉崎は『「自己責任論」をのりこえる』で自己責任論の「個人化のポリティクス」や「能力の個人還元主義」などに対して「社会的・公的責任」や「能力の共同性」を提唱している<sup>(38)</sup>。同じく瀧川も先に紹介した「自己決定と自己責任の間——法哲学的考察」で自己決定の尊重と自己責任の限界の認識を指摘したうえで、懲罰的な自己責任論に基づくのではない社会保障を訴えている<sup>(39)</sup>。確かに、細部においての異同を検討する必要はあるが、これらの議論は決してモンクの提案が特異な主張ではないことを意味している。

共通しているのは、責任概念を私生活上の失敗の説明責任 *accountability* に矮小化するのではなく、自他を自尊と責任を果たそうとする人格として互いに尊重しあう社会の（再）構築であり、他者への能動的な関与や公共生活上の相互関心に基づく将来志向的な責任像の提案であるといっていよう。このような社会においては、我々自身が自ら担うべき責任や互いに課しあう責任の内容と範囲は民主的討議によってそのつど選び直されていくプロセスが核となるであろう。

かつて、老いにおける自律と *vulnerability* を討議理論的観点からとらえることの重要性を論じたことがある。その際、重要な論点として「人間は言語共同体と間主観的に共有された生活世界の中に生まれ落ち、そのなかで養育されると同時に自ら価値や原理を選択して成長することによってのみ個体となるということ」、また「各人は個体化の複雑な社会的ネットワークの中に編み込まれ、そのなかで個人のアイデンティティと所属する集団のアイデンティティが

成立すること」を指摘した<sup>(40)</sup>。この社会化のプロセスが人の傷つきやすさ (vulnerability) を刻み込んでいくがゆえに人は保護が必要な存在となるのである<sup>(41)</sup>。道徳とはまさしくこのアイデンティティとその vulnerability を保護するためにあるという討議倫理的観点は「各人の尊厳への等しい尊重」とまとめられよう。それは「誰もが応えてもらえ、誰ひとりとして見捨てられない」<sup>(42)</sup> というケアの倫理の核心と同じものでもある。こうして社会化を通じて複雑なネットワークの中で相互依存と自己決定にさらされている人格の「vulnerability」という文脈を視野に入れるかたちで責任概念を再構築する必要がある。以上を踏まえると、討議倫理的観点は責任概念の再構築のために重要な役割を果たすであろう。その課題の検討については別の機会に論じることとする。

(本稿は JSPS 科研費課題番号20K10661の助成を受けて作成された)

- (1) 宇都宮健児によれば、「自己責任」という言葉が初めて国語辞典『大辞林』に載るのは2008年の第6版からであるという。宇都宮もこの語が我が国で人口に広く膾炙し始めるのは、2004年の「イラク人質事件」における人質となった若者・ジャーナリストたちへのバッシングからであろうと指摘している。宇都宮健児『自己責任論の嘘』KKベストセラーズ (ベスト新書)、2014年、14頁。
- (2) 以下を参照：Yascha Mounk, “*The Age of Responsibility*”, Harvard University Press, 2017 (邦訳ヤシャ・モンク、那須耕介・栗村亜寿香訳『自己責任の時代』みすず書房、2019年)；吉崎祥司『「自己責任論」をのりこえる 連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社、2014年；前掲 宇都宮健児『自己責任論の嘘』；金子勝・児玉龍彦『新興衰退国ニッポン』講談社、2010年。責任概念を「虚構」とみなす論考として小坂井敏晶『責任という虚構』東京大学出版会、2008年。また、日本において「自己責任」概念は近代以前からあったかどうかを論じたものとして木下光生『貧困と自己責任の近世日本史』人文書院、2017年。
- (3) 瀧川裕英「自己決定と自己責任の間——法哲学的考察」『法学セミナー』2001年9月号、日本評論社、2001年 pp. 32-35。また、以下を参照のこと：<https://www2.rikkyo.ac.jp/web/taki/achievement/articles2001a.html>

- (4) *ibid.* 35p.
- (5) 前掲『「自己責任論」をのりこえる 連帯と「社会的責任」の哲学』、1頁「はじめに」。同様な指摘は Yascha Mounk, "The Age of Responsibility" (邦訳ヤシャ・モンク、那須耕介・栗村亜寿香訳『自己責任の時代』) にもある。
- (6) 2001年のいわゆる9・11事件後アメリカが2002年に起こしたイラク戦争に関連して、イラク武装勢力がイラクに入国していた各国軍隊の撤退を求めて外国人を誘拐・拘束した事件。日本人は、2004年4月から5月にかけて計7名が人質になった。人質になった被害者は実際に政府特別機の運航経費を支払わされたり、人命救助をメディアが求めないどころか、実際に殺害されても政府に責任を問わなかった点でも論じるべき問題は多い。
- (7) 前掲『「自己責任論」をのりこえる』、11頁
- (8) *ibid.*12頁
- (9) *ibid.*17-30頁
- (10) *ibid.*32-64頁
- (11) 前掲『自己責任論の嘘』、22頁
- (12) *ibid.*26頁
- (13) *ibid.*27-31頁
- (14) 日本の相対的貧困率は、内閣府・総務省・厚労省2017年発表の「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」によると、厚労省調査で16.1%で高止まりしている ([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf))。また、以下も参照：「図表2-1-18 世帯構造別 相対的貧困率の推移」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-02-01-18.html>)。子供の貧困率に関して、朝日新聞2020年7月17日付によると、OECDが15年に改定した新基準でみると、日本の子どもの貧困率は14・0%。「子どもの貧困率は03年の13・7%から上昇傾向が続き、12年は過去最悪の16・3%だった。15年に続き2回連続の改善となるが、主に先進国でつくる経済協力開発機構(OECD)の平均12・8%(17年)を上回り、主要7カ国(G7)でも貧困率の低い順から5番目」と指摘されている。さらに記事は、コロナ禍によって今まで以上に貧困家庭を追い詰めると指摘している。朝日新聞2020年7月17日付「子どもの7人に1人が貧困状態 18年調査で高い水準に」<https://www.asahi.com/articles/ASN7K6WFPN7KUTFL00>

K.html

- (15) 子供の貧困を「自己責任」論で理解することの危険を少子化社会問題まで含む重大な問題として論じているものとして、前掲『新興衰退国ニッポン』、62-70頁
- (16) 事件の概要についてはインターネットで入手可能なものとして、以下を参照：「和田寿郎移植事件：生命倫理と医学的判断の検証」[https://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/Surgeon\\_Jyuro\\_Wada\\_1968.html](https://www.cscd.osaka-u.ac.jp/user/rosaldo/Surgeon_Jyuro_Wada_1968.html)。  
生存学「和田心臓移植事件」<http://www.arsvi.com/d/w08.htm>
- (17) 臓器移植法の改正点

	現行法（改正前）	改正法	施行日
親族に対する優先提供	○当面見合わせる（ガイドライン）	○臓器の優先提供を認める	H22 1/17
臓器摘出の要件	○本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき	○本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき、 又は ○本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき	H22 7/17
臓器摘出に係る脳死判定の要件	○本人が A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、 B 脳死判定に従う意思を書面により表示している場合 であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき	○本人が A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、 B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合、であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき、 又は ○本人について A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、 B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき	
小児の取扱い	○15歳以上の方の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能になる	
被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応（付則）	
普及・啓発・活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	

（厚生労働省 [HP](http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/01/01.html)<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/01/01.html> より作成）



- (18) 参照：朝日新聞 2000年7月5日付「死生観かけた激論 臓器移植法見直しをめぐって」。

研究報告書「臓器移植の法的事項に関する研究」(研究代表：町野朔)は森岡正博のホームページでも見ることができる (<http://www.lifestudies.org/jp/machino02.htm>)。

また、患者の自己決定権に関してはインフォームド・コンセントと並んで膨大な研究が蓄積されており、本稿で一つ一つ取り上げることはできない。例として、早くから生命倫理を日本に紹介してきて来た星野一正「患者の自己決定権」『時の法令』1476号、全国官報販売協同組合(朝陽会)、1994年6月、61-68頁。(<https://cellbank.nibiohn.go.jp/legacy/information/ethics/refhoshino/hoshino0011.htm>)。

書籍としては、町野朔『患者の自己決定権と法』東京大学出版会、1986年など。

- (19) 加藤尚武『脳死・クローン・遺伝子治療』PHP新書、1999年、29頁。また、「Ⅱ基本的概念と問題点 [A] インフォームド・コンセント」加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理を学ぶ人のために』世界書院、1998年。
- (20) 前掲「自己決定と自己責任の間——法哲学的考察」pp. 32-35
- (21) 前掲“The Age of Responsibility”p.2, 『自己責任の時代』1頁(以下、(AoR,p.-,頁)と表記する)。

また、モンクは『自己責任』概念が広まった背景には、J. ロールズ (John Rawls) の『正義論』(“A Theory of Justice”、Cambridge, MA: Harvard University Press, 1971、rev.ed. 1999) の登場が深く影響を与えたという。というのも、当時隆盛を誇った「功利主義」(『正義論』の主要な批判の矛先は功利主義だった) は通常の道徳的通念のうち「作為と不作為」「人間関係の濃淡」「苦痛・快樂が誰のものか」を全く顧慮せず、いわゆる結果としての責任よりも義務としての責任を受け入れやすかったがゆえに、ロールズとその賛同者の立場である契約論的正義論は、功利主義に対抗して、義務としての責任の範囲を縮小させ、行為者の過去の行為への遡及による「相応の報い」を導く足場を築くことで行為者の道徳的地位に強権的な刑罰論を含む新たな反応的態度が再興されるよう促した、つまり、結果としての責任像の強化に大きな影響を与えたからである (AoR, pp.40-41, 40-42頁)。

モンクによれば、「義務としての責任」から「結果としての責任」への責任概念の転

「自己責任」論の陥穽〔朝倉 輝一〕

換は『正義論』に代表される1960年代後半ごろから始まる政治哲学・道徳哲学上の論争に深く根差しているという。しかし、本稿ではモンクが指摘する責任概念をめぐる哲学上の論争のトレースは別稿に譲ることとする。

- (22) AoR, pp.38, 38頁
- (23) AoR, p.19, 20–21頁
- (24) AoR, p.76, 76頁
- (25) AoR, p.77, 78頁
- (26) AoR, p.79, 79頁
- (27) AoR, p.145, 148頁
- (28) *ibid.*
- (29) *ibid.*
- (30) AoR, p.148, 150–151頁
- (31) AoR, p.149, 151–152頁
- (32) AoR, p.154, 157頁
- (33) AoR, pp.155–156, 158–159頁
- (34) AoR, p.156, 159頁
- (35) AoR, pp.160–161, 163–164頁
- (36) AoR, pp.181–182, 183–184頁
- (37) AoR, pp.205–206, 207–208頁
- (38) 前掲『「自己責任論」をのりこえる』「Ⅲ「自己責任論」への対抗」
- (39) 前掲「自己決定と自己責任の間——法哲学的考察」
- (40) J.Habermas, “Treffen Hegels Einwände gegen Kant auch auf die Diskursethik?”, in *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp, 1991, S.14ff. J. ハーバーマース、朝倉輝一他訳『討議倫理』法政大学出版局、2005年、10–12頁。また、以下を参照。拙稿「老い・自律と vulnerability——討議理論的観点から」『東洋法学』61（3）、pp.453–473、2018年3月
- (41) 本稿執筆中の12月、「厚労省「生活保護」ためらわないで」（『東京新聞』2020年12月24日朝刊12版）という記事が1面に掲載された。記事によれば、新型コロナウイルス禍の長期化で困窮者が増えている事態を受け、厚労省はHPに生活保護申請手続きをため

らわないう促すメッセージを載せたという。これまで生活保護費受給とはまさに「自己責任」論的な「懲罰的責任像」の典型であり、「水際」でいかに受給申請を食い止めるかが自治体窓口での対応であったといわれている。新型コロナウイルス・パンデミックによって自らに責を負うことのできない結果があること、つまり「自己責任」論の限界が認められ始めたとみてよいのではないか。

- (42) Carol Gilligan, *In A Different Voice*, Cambridge, Massachusetts : Harvard University Press, 1982. 『もう一つの声』岩男寿美子監訳、川島書店、1986年。以下も参照。谷田信一「現代医療の倫理」『増補現代倫理学の展望』所収、判博・遠藤弘編、勁草書房、1998。松川俊夫「ケア」および竹山重光「ケアの倫理」『生命倫理学を学ぶ人のために』所収、加藤尚武／加茂直樹編、世界思想社。拙著『討議倫理学の意義と可能性』「第七章 正義（公正さ）とケアについて」法政大学出版局、2004年

—あさくら こういち・東洋大学法学部教授—